

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		由宇原集会所		
施設の所在地		岩国市由宇町神東1631番地8		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	原自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用件数:延べ45件、利用者数:延べ417人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		笠塚集会所		
施設の所在地		岩国市由宇町10294番地4		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	笠塚自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用件数：延べ7件、利用者数延べ104人

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 由宇総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		由宇山崎集会所		
施設の所在地		岩国市由宇町西一丁目1番20号		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	山崎自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の利用許可に関する業務 ②集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務 ③施設等の利用に係る料金に関する業務 ④ほか集会所の設置目的を達成するために必要な業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況(管理業務に係る部分を除く。)
基本協定書、仕様書に基づき適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等、イベント等の状況
利用件数:延べ27件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所本郷支所

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		渋人東多目的集会所		
施設の所在地		岩国市本郷町本郷3094		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	渋人東自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		集会所の施設、設備などの維持管理に関する業務。		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数12人 利用件数2件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		美和東部コミュニティセンター		
施設の所在地		岩国市美和町黒沢10122番地4		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	坂上東部ふるさとづくり	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①センターの施設及び附属設備器具（以下「施設等」という。）の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③センターの清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数675人 利用件数61件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		美和西部ふれあいセンター		
施設の所在地		岩国市美和町渋前449番地		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	坂上西部ふるさとづくり	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①センターの施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③センターの清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数2,021人 利用件数144件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		長野上集会所		
施設の所在地		岩国市美和町生見867番地2		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	長野上自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③集会所の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、集会所の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数30人 利用件数3件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		随門集会所		
施設の所在地		岩国市美和町西畑412番地1		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	随門自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③集会所の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、集会所の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数22人 利用件数2件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		下大田原集会所		
施設の所在地		岩国市美和町秋掛1800番地6		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	下大田原自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の施設及び附属設備器具（以下「施設等」という。）の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③集会所の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、集会所の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数30人 利用件数5件

令和5年度 指定管理業務に係るモニタリング(管理運営業務評価)と評価結果について

施設所管課： 美和総合支所地域振興課

1 施設の概要及び指定管理者

施設の名称		長野団地集会所		
施設の所在地		岩国市美和町生見12479番地17		
施設の設置条例		岩国市集会所条例		
施設の設置目的		地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与する。		
指定管理者	名称	長野団地自治会	公募、非公募の別	非公募
			利用料金制導入の有無	あり
指定管理者が行う 主な業務		①集会所の施設及び附属設備器具(以下「施設等」という。)の利用許可に関する業務 ②施設等の維持管理及び修繕に関する業務 ③集会所の清掃及び警備に関する業務 ④全各号に掲げるもののほか、集会所の設置目的を達成するために必要な業務 ⑤施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務		
指定の期間		令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日		

2 業務の実施状況に関する事項

業務の実施状況
適切に業務を実施している。 利用申請受付、鍵の貸付、敷地内の清掃、設備等の確認など。

3 利用状況に関する事項

利用者数等
利用者数42人 利用件数1件